

基本方針3

生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組

1 生物多様性情報の収集・蓄積・共有

生物多様性の保全及び持続可能な利用のためには、現状を的確に把握することが重要です。このため、調査研究等により、生物多様性についての科学的かつ客観的なデータを収集するとともに、多様な主体が持っている情報の共有化やビッグデータを含めた情報の活用を行い、具体的な対策に生かすための仕組みづくりが必要です。なお、鹿児島の生物多様性に関する情報の共有化や活用に向けては、環境省が生物多様性に関する情報源情報を交換するために運用している「生物多様性クリアリングハウスメカニズム」や、生物の分布情報等を世界的に共有するために運用している「地球規模生物多様性情報機構（GBIF）」等の既存の枠組みを活用するとともに、国、県や関係機関等の間で各機関や個人が有している情報に関する情報交換を推進していくことが重要です。

<戦略的な取組>

生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成（継）

生物多様性の調査・研究活動を行っている大学等の研究者や同好会等のアマチュア研究者による調査活動を活発にするとともに、得られた情報を収集・蓄積し、共有・活用するために必要な拠点機能の整備・充実を図ります。また、その上で、県立博物館やビジターセンター等の自然学習施設、各地で活動を行うNPO等と連携し、地域別、島嶼別に生物多様性情報を収集するネットワークの構築を図ります。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
収蔵資料の充実（県立博物館）	登録資料点数 162,425点 (2022年)	年500～1,000点の登録 資料追加および資料の 積極的なアーカイブ化 (毎年)
県内の自然や生物多様性等に関わる企画展 の実施	7回／年 (2023年)	企画展の継続実施 (毎年)

<主な取組>

- ① 県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、その情報を関係部局で横断的に共有を図ることで、本県が実施する諸事業による環境への影響の低減を一層推進します。
- ② 生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。
- ③ 県レッドデータブックの改訂作業を通じて、最新の生物多様性情報を収集・蓄積し、書籍として発行することにより、情報の共有化を図ります。
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画に基づくニホンジカやイノシシの生息状況やオニヒトデ防除事業による捕獲調査によるモニタリング等を通じて、生態系に被害を与える野生生物の生息情報を収集し、効果的な防除対策に役立てます。

2 外来種への対応

経済・社会のグローバル化の進展により、ヒトとモノの移動が活発化し、船やトラック等の輸送機関などを介して、生物が本来有する能力を超えて移動するようになりました。これに伴い、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来種による、生態系への影響が、近年、深刻化しています。また、国内の他地域から導入される外来種（国内外来種）による生態系への影響も問題となっており、特に本県のような島嶼部の多い地域にとっては重大な課題です。このため、国内由来か国外由来かを問わず、鹿児島の生物多様性にとっては、生態系等に対し侵略的な影響を及ぼすおそれのある外来種の侵入・定着を未然に防ぐことが重要です。なお、飼養等されている愛玩動物や家畜等についても、外来種となって被害をもたらさないよう、適切に管理し、逸出を防ぐことが必要です。

既に定着している外来種については、早期に防除するとともに、計画的・効果的に対策を進めいくことが必要です。また、国内外で外来種の定着率を半減することが目標に掲げられていることを踏まえ、県内における評価についても検討を進める必要があります。

鹿児島県では、鹿児島県版の外来種リストを作成するとともに、2019（平成31）年に「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定し、指定外来動植物の指定、普及啓発、防除の実施等を進めています。また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という）」が改正され、2023（令和5）年度より、法律に基づき指定した特定外来生物が定着した場合にその防除等に係る県の責務が新たに規定され、県の役割は拡大しています。

＜戦略的な取組＞

特定外来生物の侵入状況の整理、防除等の対応に関する基本方針の策定（新）

国が指定する特定外来生物が定着した場合にその防除等に係る県の責務が新たに外来生物法に規定されたことから、県内の特定外来生物の侵入・定着状況の把握を行い、生態系等への影響なども考慮して、それらの情報をとりまとめるとともに、関係する市町村等関係機関と情報共有しながら、その防除についての対応を検討し、市町村等と連携しながら防除の推進に努めています。また、特定外来生物の防除等に関する対応について、基本方針としてとりまとめます。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
根絶に成功した特定外来生物の種数	0種 (2023年)	2種 (2033年)

＜主な取組＞

- ① 外来種対策は早期発見、早期対応が重要であることから、広く市町村、県民等に注意喚起を行うとともに、既に県内に侵入している侵略的な外来種については、優先順位をつけ、関係者との連携のもと、防除を推進します。
- ② 今後、新たな侵入が予測される種も含めて、鹿児島県版の外来種リストを更新し、被害の重大性や分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な侵略的な外来種を選定し、指定外来動植物の指定や防除の推進、防除マニュアルの作成や

公表等により、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来種対策を推進します。

- ③多くの野生生物には分布の南限、北限があり、さらに本県は島嶼部が多いことから、県内に普通に存する在来生物であっても、その本来の生息・生育域を越えての移動について注意が必要です。そのため、外来種対策について広く県民に普及啓発を行います。

④国において、2025（令和7）年度までに根絶を確認することを目指して防除が進められている奄美大島のマングース対策については、国、県、地元市町村などで構成する「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を通して、必要な協力をしています。

⑤外来種は県をまたいで分布拡大するおそれがあるため、九州各県と外来種の侵入・定着状況や防除等の対策に関する情報共有を行います。

⑥奄美大島においては、野生化ヤギが生態系に影響を及ぼしている可能性があることから、生息状況調査を行い、科学的順応的な捕獲対策を促進します。また、本県が2009（平成21）年度から進めてきた県本土でのマングース対策については、既に根絶状態にあると考えられていますが、住民の協力を得て監視を継続し、万一、確認された場合には速やかに防除を実施します。

⑦法面緑化に用いられる緑化植物が、外来種として問題を生じさせる事例もあることから、生物多様性保全上重要な地域では、周辺からの在来植物の自然侵入を待つ法面工を採用するなど、必要な配慮を行います。

⑧奄美大島や徳之島等の島嶼部においては、ペットである飼い猫が野生化してノネコとなり、希少な野生動物の捕食など、深刻な生態系被害をもたらしていることから、新たなるノネコを生みださないよう、市町村等による適正飼養の取組を促進・支援します。

⑨奄美大島や徳之島において、ノイヌ・ノネコ等による希少な野生動物の捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携して進めます。

⑩徳之島で2023（令和5）年5月に発見された特定外来生物のシロアゴガエルについて、生息状況調査や生態系等への影響等も踏まえ、防除実施計画を策定し、国、町、地元保護団体等と連携し、防除に努めます。また、その他の特定外来生物についても、外来生物法に基づき、国、市町村、保護団体等と連携して早期の防除を促進・支援します。



写真7-9 捕獲されたマングース



写真7-10 犬・猫遺棄防止ポスター

3 野生生物等の保護管理

野生生物は生態系を構成する重要な要素であることから、それぞれの地域で普通に見られる種から希少な種まで、多様な野生生物が将来にわたって存続するように、その生息・生育環境とともに、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。

近年、生息数の増加や生息域の拡大が見られるニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、生態系への影響や農林業被害が深刻になっており、また、ニホンジカによる森林の下層植生の消失等による土壌流出も見られることから、抜本的な対策を講じていくことが必要です。ニホンジカ、イノシシについては、国において、2023（令和5）年度までに2011（平成23）年度の個体数の半減を目指すこととしてきましたが、目標を見直し、2028（令和10）年度までにニホンジカについては半減を目指し、イノシシは半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向け捕獲圧を維持する目標が設定されました。県においてもこれに対応した捕獲の強化を進めていく必要があります。また、特にこうした鳥獣は、生息環境（ねぐら、移動ルート等）、餌環境、捕食者（捕獲圧）など複合的な要因を受けて個体数が変動するため、鳥獣の増加しにくい環境の整備と効果的な捕獲対策を組み合わせた総合的な取組が必要です。

希少野生動植物の保護のためには、最新の知見に基づくレッドリスト・レッドデータブックの改訂を定期的に行うとともに、その種の分布、生息・生育などの状況を把握し、種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を講じるとともに、その生息・生育環境と個体の保護数のバランスを考慮した対策を講じていく必要があります。

野生生物の保護に向けては、種に着目した保護に加え、基本方針2の「重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻すための取組」を進め、場の保全や生態系ネットワークにより自然のつながりの確保等を図ることが、生息・生育環境の保全や移動経路の確保に向けて重要です。

さらに、生物多様性等に大きな影響を与えるおそれのある、野鳥や家きんでの高病原性鳥インフルエンザへの対応や適正なペットの飼養などの取組も進めていく必要があります。

＜戦略的な取組＞

(1) 鳥獣の保護管理

シカ・イノシシの科学的管理の推進（継）

深刻な農林業被害や生態系被害をもたらしているニホンジカ・イノシシの適正管理を行うため、第二種鳥獣管理計画に基づき、生息密度や個体群成長率、捕獲場所や被害の発生状況などについて科学的なデータの蓄積と解析に努め、鳥獣の生息環境管理や被害対策と同時に、効果的な捕獲対策の推進を図ります。また、「鳥獣管理の将来ビジョン」に基づき、鹿児島の実情に応じた効率的な捕獲手法の確立と、科学的知見や捕獲技術を有する専門的捕獲従事者による新たな捕獲体制の整備を進めます。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
県本土及び種子島のニホンジカ生息密度	7.3頭/km ² (2022年度)	6頭/km ² (2026年度)
イノシシによる年間農林業被害額	1.6億円 (2022年度)	1億円以下 (2026年)

県境を跨いだ広域的なニホンジカ管理の推進（新）

ニホンジカについては宮崎県や熊本県との県境を跨いで行き来し、県境付近では個体数密度も高く、生態系への被害や農林業への被害も見られることから、隣県と連携し、県境を跨いだ広域捕獲の計画を立て、捕獲を推進します。

ワンヘルスの観点もふまえたツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止策の強化（新）

2022（令和4）年度にツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が大量に確認され、複数の養鶏場における感染確認があったこと等を踏まえ、国、出水市等の市町村、鹿児島大学等の関係機関と連携し、野鳥における感染個体の早期発見及び早期の感染拡大防止に向け、野鳥の監視の強化、早期の検査や回収・処分等を実施する体制を整備します。



写真 7-11 ニホンジカ

写真提供：鹿児島県観光連盟

（2）希少野生動植物の保護

最新の知見を用いたレッドリスト・レッドデータブックの更新（新）

県内における絶滅危惧種の最新の状況を把握するため、最新の知見を収集・分析するとともに、従前からの定性評価に加え、定量評価を活用して評価すること等により、従前と比較してより実態に即したレッドリスト・レッドデータブックとなるよう改訂作業を行います。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数	1,435種 (2023年)	1,435種以下 (2033年)

<主な取組>

（1）鳥獣の保護管理

- ① ニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画を策定し、計画に基づく科学的な管理を推進します。
- ② 市町村の被害防止計画に基づく対策では、十分な被害防止が困難な市町村境において、市町村長の要請を受けて、広域捕獲の取組を推進します。
- ③ イノシシやシカなど捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用し、ジビエへの利用拡大の取組を推進します。
- ④ 捕獲従事者のすそ野を支える狩猟者の増加を図るため、普及啓発の取組を促進します。
- ⑤ 被害農家自らによる捕獲を促進するため、農家等のわな猟免許の取得を推進します。
- ⑥ 市町村鳥獣被害防止計画に基づく取組の実践的活動を担う、市町村鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。

- ⑦ 傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。

(2) 希少野生動植物の保護

- ① 県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、希少野生生物について県民や事業者に広く普及啓発を図り、自然保護思想の高揚に努めます。
- ② 希少鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、また、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認められる区域を「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき生息地等保護区に指定し、行為規制や保全事業を推進します。【再掲】
- ③ 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動植物の指定、野生動植物の生息・生育状況調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
指定希少野生動植物の種数 (国内希少野生動植物種に指定されたことにより、指定が解除された種も含む)	52種 (2022年)	75種 (2033年)

- ④ 天然記念物に指定されている希少な野生動植物や絶滅のおそれのある野生動植物については、「文化財保護法」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鹿児島県文化財保護条例」、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を適正に運用するとともに、文化財保護指導委員、希少野生動植物保護推進員等の協力を得ながらその保護に努めます。【再掲】
- ⑤ 出水地方に渡来するツルについては、県ツル保護会等と連携し、越冬地の保全や給餌を通じた保護活動を行うとともに、越冬地分散に向けた取組を進めます。
- ⑥ 県内の海岸に上陸するウミガメについては、関係市町村と連携して、ウミガメ保護条例に基づき、ウミガメ保護監視員の設置と監視活動等を通じて、保護に努めます。



写真7-12 アカウミガメ

- ⑦ 霧島地区にのみ生育する固有種であるノカイドウについては、その天然更新を促進するため、シカによる食害防止対策等を講じるとともに、森林技術総合センター等における生息域外保全の取組を進めます。



写真7-13 ノカイドウ

- ⑧ 奄美群島における野生生物については、奄美群島の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターを活用するとともに、貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。
- ⑨ 奄美大島などでは希少な野生動植物の密猟、盗掘・盗採などがみうけられることから行政機関、空港関係者等の関係者で情報共有を図りながら、その対策を実施し、さらには希少種などの画像をアプリで認識させ、ICTを活用した密猟、盗掘対策などの取組みを行っていきます。

(3) 動物の愛護と適正な管理

- ① 飼い主のモラル向上についての啓発活動を行います。
- ② 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を図るとともに、市町村や関係機関・団体等とも連携して遺棄及び虐待の防止を図ります。
- ③ 犬及び猫の引取り数を減らすため、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置の推進、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底等について、飼養者に対して啓発します。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
鹿児島県動物愛護管理推進計画における犬・猫の殺処分頭数	369頭 (2022年度)	350頭以下 (2030年度)

- ④ ノイヌ・ノネコ等による希少な野生動物の捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携して進めます。

基本方針4

生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組

1 地域における人と自然との関わり（環境文化）の伝承・記録・活用

現在の生物多様性と地域の文化は、長い年月をかけ、人と自然との関わりによって成立してきました。県内には、原生的な自然環境がありますが、単に、人の手が加えられずに原生状態のまま残ってきたのではなく、その土地には手を付けてはいけないとする人々の文化や意思があってこそ、今日まで残されてきたと考えられます。また、各地域には厳しい自然環境の中で、食料を獲得し、安全に暮らしていくための様々な知恵と技術が残されています。輸入した資源等に依存する産業活動やライフスタイルが普及する中で、こうした知恵や技術が使われなくなっていますが、将来において、万一、輸入資源等が得られなくなった場合に、再び必要となる可能性のある知恵や技術もあります。各地域において長年にわたって築きあげられてきた人と自然との関わり（環境文化）は、担い手の高齢化等により、消失のおそれのあるものもあるため、その伝承や記録は急務の課題です。

こうした観点から、環境文化を記録し、ウェブや刊行物等により広く共有すること等により、後世に伝承するとともに、活用していくことが重要です。



写真7-14 高校生による聞き書き活動

<戦略的な取組>

自然公園における環境文化の「聞き書き」実施と観光マップ等への活用（新）

自然と共生する暮らし方について地域の高齢者等に話を聞き、今後の取組に反映したり、記録に残していく活動が様々な場に広がっていくよう、環境文化の『聞き書き』運動を自然公園を対象に推進します。また、こうした聞き書きの結果が、蓄積され、保存され、活用していくことが大切なことから、収集した情報について、県立自然公園の周遊マップ等へ活用します。さらに、奄美群島国立公園は環境文化型の国立公園であることから、国等の関係機関と連携して環境文化の把握・記録を行うとともに、世界自然遺産・国立公園・世界自然遺産奄美トレイルの保全管理や誘客における活用に努めます。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
環境文化の聞き書きを実施・活用した自然公園数	6公園 (2023年)	16公園 (2033年)
環境文化の聞き書きに取り組む団体数	17団体 (2022年)	50団体 (2033年)

自然公園等における環境文化の自然体験メニューづくり支援（新）

自然公園等を対象にして、地域の環境文化を活用した自然体験メニューの開発や広報活動を支援します。

2 屋久島環境文化村構想の推進

屋久島環境文化村構想は、屋久島の自然を損なうことなく暮らしてきた、自然と人との関わりのことを「環境文化」と捉え、その環境文化に根ざした個性的な地域づくりを目指そうとしたプロジェクトです。当時、全国的に、戦後の高度経済成長からバブル経済の破綻へと大きな社会的、経済的な変化が進行する中で、長年にわたって自然と共生してきた屋久島の人々の生活文化の中に、これからの社会のあり方のモデルがあると捉え、「自然と共生する社会」の実現を目指しました。

屋久島は、「環境文化」の概念や、この戦略が目標とする「新たな『自然と共生する社会』の実現」を最初に打ち立てた地域として、先駆的な役割を果たしていくことが期待されています。

<主な取組>

- ① 屋久島里めぐり推進協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。
- ② 屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する国際的な研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。
- ③ 屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説活動の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。
- ④ 屋久島で実施した環境文化の聞き書き事業の成果をウェブサイトや動画等を通じて広く普及啓発します。



写真7-15 里のエコツアー



写真7-16 屋久島環境文化村センターでの展示

基本方針 5

生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組

1 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、昔からの農林水産業の営みが人々にとって身近な自然環境を形成し、多くの野生生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。農林水産業の営まれた地域は、生産活動の場や人々の生活する場として、様々な生き物との共生を通じ、地域独自の多様な文化を培いながら、豊かな農山漁村を形成してきました。しかし、高度経済成長以降、過疎・高齢化の進展や営農方法の近代化などにより、自然と共生する地域の文化を維持していくことが困難になってきています。自然と人間との関わりの中で創り出されてきた農山漁村の自然環境を維持していくためにも、生物多様性を保全し、持続的に利用していくことが必要です。

また、農地に現れる害虫を化学合成農薬により防除しようとすると、いわゆる益虫まで少くなり、生物間の相互作用を損ない、生き物と生き物のつながりを分断してしまいます。このため、天敵の力を借りて被害を封じ込めるなど野生生物の相互作用（食物連鎖）の機能を活性化することや、化学肥料、化学農薬の使用量低減、有機農業取組面積の増加、有機 JAS 認証取得割合の増加等を通じ、生物多様性の質の向上を図っていくことも大切です。

＜戦略的な取組＞

生物多様性の向上につながる産業活動の奨励（継）

生物多様性保全と両立しうる再生可能エネルギーである森林バイオマス資源や、農業の本来有する自然循環機能を発揮させた I P M（総合的病害虫・雑草管理）等の環境に配慮した営農方法の普及が進められてきています。このような生物多様性の視点から見た優良事例の紹介等を通して、生物多様性の向上につながる取組が一層促進されるよう努めます。

「みどりの食料システム戦略」に基づく環境との調和に配慮した農業等に関する鹿児島県の取組推進（新）

農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」を実現するために施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき県内全市町村と共同で策定した県の基本計画を踏まえ、土着天敵等を活用した I P M や持続性の高い有機農業を推進し、生物多様性を含む環境との調和に配慮した農業等への取組拡大を図る。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
化学農薬の使用量	34kg/ha (2019年)	31kg/ha (2030年)
化学肥料の使用量	272kg/ha (2016年)	218kg/ha (2030年)
有機農業取組面積	999ha (2019年)	2,000ha (2031年)
有機 JAS 認証取得割合	80% (2019年)	90% (2031年)

<主な取組>

(1) 農業における取組

○生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

- ① 農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、減農薬・減化学肥料・有機農業などの環境に配慮した生産活動、いわゆる環境と調和した農業を推進します。また、これらの取組を推進するため、農業生産工程管理（K-GAP等）の普及推進やIPM技術実践者等の確保・育成を図ります。



写真7-17 土着天敵を活用したオクラ栽培
(IPMの取組)

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
GAP制度(K-GAP, JGAP, ASIAGAP, GLOBALG.A.P.)認証取得件数	GAP制度取得件数 566件 (2022年度)	GAP制度取得件数 590件 (2027年度)

- ② 農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物の処理など、環境と調和した農業を研修会等を通じて推進します。
- ③ 地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着を図るため、鹿児島ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かし、すべての県民に対し、食に対する正しい知識の習得や農林水産業への理解促進を図ります。
- ④ 伝統野菜については、鹿児島の人や風土と関わりが強く、郷土の食文化を支えてきた野菜として、農産物直売所等での販売などの地産地消を基本に、地域農業が元気になるような取組として推進します。また、栽培に当たっては、関係機関と連携の上、必要に応じて技術的支援を行います。



写真7-18 桜島大根
写真提供：鹿児島県観光連盟

○生物多様性の保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進

- ① 家畜排せつ物等の地域資源を原料とした良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進します。
- ② 土壌診断に基づく適正施肥及び有機質肥料の利用等による化学肥料の使用低減を推進します。
- ③ 土壌還元消毒や天敵活用等のIPM技術の確立と普及推進による化学合成農薬の使用低減を推進します。

○水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進

- ① 農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】

○農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興

- ① 条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。
- ② 農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上を図るため、地域ぐるみの活動を推進します。
- ③ 農村地域における農泊や都市農村交流などの自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。

(2) 林業における取組

○重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方

- ① 地域森林計画において、森林の機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）とその機能を發揮する上の望ましい森林の姿を例示するとともに、それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。
- ② スギ・ヒノキの人工林については、適切な間伐を積極的に推進するとともに、立地条件や県民のニーズ、森林所有者の森林経営に関する意向等に応じて、複層林化、長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化など、多様な森林への誘導を図ります。



写真 7-19 間伐後の人工林

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
再造林面積【再掲】	1,004ha/ 年 (2022年度)	1,200ha/ 年 (2028年度)
間伐面積【再掲】	2,042ha/ 年 (2022年度)	2,400ha/ 年 (2024年度～2028年度)

- ③ 天然広葉樹林については、公益的機能の高度発揮や有用樹種の育成を図るため、必要に応じ、不用木の除去等の適切な整備を推進します。
- ④ 奄美大島及び徳之島においては、世界自然遺産の緩衝機能を発揮するため、「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に基づく施業を推進します。

○多様な森林づくりの推進

① 地域特性を生かした森林づくり、里山林の機能回復など、県民参加の森づくりを推進します。

② それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
再造林面積【再掲】	1,004ha/ 年 (2022年度)	1,200ha/ 年 (2028年度)
間伐面積【再掲】	2,042ha/ 年 (2022年度)	2,400ha/ 年 (2024年度～2028年度)

③ スギ・ヒノキの人工林については、良質な木材生産と公益的機能の高度発揮に向け、計画的な間伐や造林、保育等の森林整備を推進します。特に間伐については、施業の集約化、低コスト作業システムの普及・定着、間伐材の生産・利用の促進等による収益性の向上に努めながら計画的に推進します。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
再造林面積【再掲】	1,004ha/ 年 (2022年度)	1,200ha/ 年 (2028年度)
間伐面積【再掲】	2,042ha/ 年 (2022年度)	2,400ha/ 年 (2024年度～2028年度)

④ 間伐遅れの人工林については、立地条件などを踏まえ、間伐の優先実施や広葉樹林化、広葉樹との混交林化など、それぞれの森林に最適な整備手法を確立・普及し、計画的な解消に努めます。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
間伐面積【再掲】	2,042ha/ 年 (2022年度)	2,400ha/ 年 (2024年度～2028年度)

⑤ 主伐後の適切な再造林や樹下植栽、広葉樹林化を推進し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図ります。



写真7-20 再造林の様子

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
再造林面積【再掲】	1,004ha/ 年 (2022年度)	1,200ha/ 年 (2028年度)

- ⑥ 森林の育成技術や森林・緑化木等の病害虫防除対策、低コスト作業システムなど、各種施策の推進に必要な調査研究を進めるとともに、基礎的研究を含む分野等については、国や大学等の研究機関との連携強化や共同研究を推進します。
- ⑦ 森林所有者や林業事業体に対する林業技術の改善や林業経営の合理化等に関する指導を推進します。また、長期的視点に立った森林づくりの計画・指導等を通じて、市町村が展開する森林・林業施策の円滑な実施を支援する人材の育成等を進め、地域の特性を踏まえた森林整備や林業振興を総合的に指導します。
- ⑧ 成長が良く、花粉が少ないなどニーズに対応した苗木の生産体制を整備し、適切な更新を促進します。
- ⑨ 持続可能な森林経営を推進し、森林資源の高付加価値化と販路拡大を図るため、森林認証取得の取組を促進します。

○森林の適切な保全・管理

- ① 海岸砂地の森林の維持・造成に資するため、マツ材線虫病に対して、より抵抗性の強いマツ苗木の供給体制の充実を図ります。

○都市と山村の交流・定住の促進

- ① 地域林業のリーダーとしての指導林家、青年林業士の養成・活動支援や地域の林業研究グループの活動促進を通じて、林業後継者の育成を図るとともに、小・中学校や高校等の児童生徒・学生への森林環境教育、県民を対象とした学習体験活動を推進し、森林・林業に対する理解の醸成を図ります。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
青年林業士の認定	6人程度／年	6人／年 (毎年)
森林環境教育参加者の意識の変化・向上	100% (2022年度)	100% (毎年)

- ② 森林整備活動や木材の生産、多様な地域資源を生かした特用林産物の生産振興等による就業機会や所得の確保を図るとともに、里山林等を活用した体験活動、森林整備活動等を通じた都市住民との交流の促進、生活環境の整備等により、山村地域の活性化を図ります。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
再造林面積【再掲】	1,004ha/ 年 (2022年度)	1,200ha/ 年 (2028年度)
間伐面積【再掲】	2,042ha/ 年 (2022年度)	2,400ha/ 年 (2024年度～2028年度)
地域住民等による森林保全活動の取組を実施した地区数	4地区 (2020年度～2022年度)	10地区 (2020年度～2024年度)

○県産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

- ① 木材を利用する意義や環境にやさしい素材としての木の良さの普及を推進します。



写真7-21 建物の内装に木材を利用した事例

(3) 水産業における取組

- ① 地域の主要魚種については、魚種ごとに管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する方針を定め、この方針に沿って漁業者等が行う自主的な資源管理の取組を記載した資源管理協定の策定を促進します。
- ② 地域の主要魚種以外の魚種についても、自主的な資源管理に関する協定づくりを促進し、地域や資源の状況に応じた資源管理を推進することで、資源の再生産と持続的利用を図ります。
- ③ 資源管理方法を検討する上で必要となる情報の収集のため、本県は、生態調査、漁獲調査及び漁場環境調査等を行い、得られた知見を漁業者等へ提供するとともに、最適な資源管理の方法を検討し、漁業者等が行う資源管理協定づくりの指導を行います。
- ④ 河川・湖沼の環境の維持保全を図るとともに、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除活動の支援や適正な種苗放流等の実施により、自然環境や生態系に配慮した資源増殖の取組を推進します。
- ⑤ 本県の沿岸・沖合漁場における持続的・安定的な漁業生産を実現するため、海域特性に応じて、沈設魚礁や浮魚礁、築いそ等を効果的に設置することにより、有用魚介類の集魚効果を高め、水産資源の有効利用と生産力の増大及び効果的な操業の実現を図ります。
- ⑥ 水産生物の産卵、基礎生産を担う有用生物の発生促進及び幼稚仔魚や磯根資源等の保護、育成の場となる増殖場等の整備を進めます。
- ⑦ 漁業法改正に伴う資源評価対象魚種とTAC対象魚種の拡大等、資源管理の高度化により、水産資源を持続的に利用可能な最大の漁獲量を達成できる水準の維持・回復を図ります。
- ⑧ 漁業者が行う海面・内水面の生態系・環境の保全、交流・学習の場の提供など、水産多面的機能の発揮に資する活動を支援し、漁村の再生・活性化を図ります。

2 生物多様性に配慮し、生物多様性保全に貢献する事業活動の推進

生物多様性の損失が民間事業者の事業活動の継続に向けたリスクとして認識されるとともに、事業活動における生物多様性への配慮が気候変動対策と同様にますます求められるようになっているため、生物多様性保全に配慮した事業活動を推進していくことが必要です。また、生物多様性への負荷の低減だけでなく、生物多様性保全へ貢献する技術、製品やサービスを提供している企業を拡大していくことも必要です。こうした事業者の取組への支援等を通じ、ネイチャーポジティブに資する経済を鹿児島でも構築していく必要があります。

<戦略的な取組>

鹿児島の企業を対象にした生物多様性アワードの創設（新）

県内で生物多様性の保全に配慮した事業を進めた企業や、生物多様性保全へ貢献する商品等を提供する企業を対象にした表彰制度を奨励措置として創設し、企業における生物多様性への配慮や生物多様性保全への貢献を促進する。

<主な取組>

- ① SDGsに積極的に取り組む県内の企業等を登録し、その情報を広く発信する「鹿児島県SDGs登録制度」を周知するとともに、その登録を推進します。

3 生物多様性に配慮した公共事業の推進

様々な目的で実施してきた公共事業が、結果的に多くの野生生物の生息・生育環境を損なうなど、生物多様性に影響を与えたことは否定できません。鹿児島の生物多様性の質の向上を図っていくためには、野生生物の生息・生育環境に配慮した公共工事を推進していくなど、公共事業による生物多様性への影響を最小限に抑える必要があります。また、自然災害等が発生した場合は、早期復旧を目指すため、防災的な観点からの対策を優先することとなりますが、可能な配慮を行うよう努めることが大切です。さらに、自然再生推進法に基づいた自然再生型の公共事業の推進も必要です。

<主な取組>

- ① 「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を活用して奄美群島における公共事業において環境配慮を推進します。
- ② 道路整備においては、自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法の採用に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。
- ③ 河川改修においては、治水機能の確保とともに、現在良好な河岸・水際部やみお筋の保全と多自然川づくりを基本とし、河川景観及び自然環境面に配慮した整備を推進します。
- ④ 魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など、多自然川づくりを推進します。

- ⑤ 各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ（野生生物が生息できる空間）の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。



写真7-22 ビオトープ(蘆牟田池)

- ⑥ 農業用用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】
- ⑦ 海岸保全施設の整備にあたっては、地域の特性に応じて生物多様性に配慮した整備を推進します。
- ⑧ 渔港については、地域の特性に応じた親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。
- ⑨ 渔港の景観の保持、美化を図り、潤いのある漁港環境の形成に資する緑地等の施設整備を行います。

4 化学物質や海洋プラスチックごみなど非生物的要因への対応

化学物質や海洋プラスチックごみなどの非生物的要因も、生態系に影響を与える可能性があることから、生態系に対する影響も視野に入れた対策を進めることが重要です。

＜主な取組＞

- ① 人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。
- ② 化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。
- ③ 化学物質の環境への影響や濃度等について、調査研究や情報収集に努めます。
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の発生源対策を進めます。

- ⑤ 大気や公共用水域（水質、底質）、地下水、土壤のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。
- ⑥ 水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。
- ⑦ 良好的な土壤環境を保全するため、土壤の環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理等を促進します。
- ⑧ 公共用水域（河川、湖沼、海域）の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。【再掲】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
水質汚濁に係る環境基準の達成率 【再掲】	河川 BOD : 95.2% 湖沼 COD : 75.0% 海域 COD : 70.8% (2022年度)	河川 BOD : 100% 湖沼 COD : 100% 海域 COD : 100% (2030年度)

- ⑨ 海洋ごみに関するリーフレットの作製・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海洋等清掃について普及啓発を図ります。

5 環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全

生物多様性の保全を図るために、規模が大きく環境影響の程度が著しい事業計画の策定や事業実施前に、あらかじめ、環境保全上の配慮を行うことが重要です。このため、事業者が事業の内容を決めるに当たって、環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、それが環境に及ぼす影響について、あらかじめ自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業内容に反映させることにより、環境の保全について適切な配慮を行うことが必要です（法は、一定規模以上の事業計画について、計画の検討段階において環境配慮を検討する、配慮書手続【戦略的環境アセスメント】を設けています。）。

<主な取組>

- ① 環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるよう指導します。
- ② 環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について、知見の集積を図ります。
- ③ 環境影響評価において、国が作成した「環境アセスメントデータベース」や「猛禽類保護の手引き」等のガイドラインの活用を促します。
- ④ 土地利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。